

答弁書第一四号

内閣参質一六六第一四号

平成十九年三月九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 扇 千 景 殿

参議院議員大久保勉君提出地方公共団体の債務に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員大久保勉君提出地方公共団体の債務に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、債権者が確定していないため供託を行った場合等、法律上様々な事例が考えられるため、念のため記述したものである。

また、総務省としては、御指摘の「特定の償還時期における一時的な資金不足による償還不能又は償還延期」は、過去において発生しておらず、今後もないものと考えている。

二について

夕張市における不適正な財務処理の判明後、総務省において、都道府県を通じ、市区町村のうち財政規模と比較して一時借入金額が多額になっている団体又は歳出に占める貸付金の割合が大きい団体を中心に調査を行ったところ、年度をまたがる会計間の貸付け及び償還により実質的な赤字を見えなくする財務処理を行っている団体が北海道において八団体あったことが平成十八年八月に明らかになったが、いずれも今年度中に是正されるものと承知している。

また、総務省としては、御指摘の民間で行われている会計手法の導入は、地方公共団体の財政状況をよ

り幅広く開示するものとして重要であると考えているが、実質収支の状況を正確に把握するためには、会計手法の如何にかかわらず、情報公開や監査を徹底することで不正を防止することが重要であると考えている。

三について

御指摘の「公共的な活動」とは、広く社会一般に関わりのある活動をいうものと考えている。